

# 食品製造事業者のみなさまへ

食品残さを飼料原料として排出する場合には、飼料安全法に基づく「飼料製造業者届」又は「飼料販売業者届」が必要です。

また、食品残さを飼料利用する場合は、異物混入防止や必要に応じて加熱処理など安全確保対策が必要です。

## (届出が必要な主な内容)

- ・届出者(名称、代表者名、主たる事務所の所在地)
- ・製造事業場、販売業務を行う事業場、保管施設(名称・所在地)
- ・飼料の種類名
- ・原料又は材料の種類(製造業者の場合)
- ・製造施設の概要(製造業者の場合)

※ 例として、以下の事業者が該当します。

- ・おからを飼料として販売・無償譲渡する豆腐製造業者
- ・厨芥を飼料として販売する・無償譲渡するレストランなど

新たに飼料の製造、販売される場合は、事業を開始する  
2週間前までに届け出ましょう。

無届、虚偽報告は、  
30万円以下の罰金と  
なる場合があります!  
★コンプライアンスの徹底★

## 「届出手続き等」

URL:[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/siryo\\_jigyosya.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/siryo_jigyosya.html)



## 「食品残さ利用飼料の加熱処理基準が強化されました!(令和3年4月1日施行)」

URL:<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>



食品ロスの削減、食品廃棄物の再生利用は、SDGs(持続可能な開発目標)の取組の1つです。

※令和3年4月から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)による届出ができるようになりました。

ご利用にあたっては、「gBizIDプライム」のアカウントが必要となります。

### ◆農林水産省共通申請サービス(eMAFF)に対応する手続き◆

URL:[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/emaaff\\_feed.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/emaaff_feed.html)



### ◆届出の提出先(お問合せ先)

#### 【岐阜】岐阜県農政部畜産振興課

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1 TEL:058-272-1111(代)

※ 本社等の所在市町村を所管する岐阜県農林事務所農業振興課(畜産係)へ  
お問い合わせください

#### 【愛知】愛知県農業水産局畜産課畜政環境・飼料グループ

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 TEL:052-954-6425

#### 【三重】三重県農林水産部家畜防疫対策課家畜衛生班

〒514-8570 三重県津市広明町13 TEL:059-224-2544



○ チラシ等に関するご意見やご感想をお聞かせください。

農林水産省東海農政局消費・安全部畜水産安全管理課 TEL:052-223-4670 mail:anzenkanri\_tokai@maff.go.jp

(※を@に置き換えてください。)